

令和 8 年度
第 1 回
岩手県私立学校審議会資料

日 時 令和 8 年 7 月 21 日（火） 13 時 30 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 協議事項（1件）

専修学校の設置計画について

学校法人多文化共生学園 盛岡先端産業・ビジネス・IT 専門学校（仮称）（盛岡市）・・・ 議案第1号

(4) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和8年7月1日現在

	職 名 等	氏 名 (任 期)	備 考
1	岩手女子高等学校長	浅 見 剛 文 (R8. 7. 1～R12. 6. 30、2 期目)	
2	仁王幼稚園長	曾 根 美 砂 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目)	
3	MCL 盛岡ペットワールド専門学校長	龍 澤 尚 孝 (R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目)	
4	岩手県立大学理事・副学長	高 橋 聡 (R2. 7. 1～R10. 6. 30、2 期目)	
5	公益財団法人岩手県国際交流協会理事長	佐 藤 博 (R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目)	
6	弁護士	天 間 正 継 (R8. 7. 1～R12. 6. 30、2 期目)	
7	岩手中・高等学校長	新 田 亮 一 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目)	
8	税理士	八木橋 美 紀 (R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目)	
9	岩手大学大学院教育学研究科特命教授	須 川 和 紀 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目)	
10	学校法人緑学園理事長	佐々木 栄 光 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目)	

(敬称略 議席番号順)

専修学校の設置計画について

計画の概要

項 目		内 容					
学 校 名		(仮称) 盛岡先端産業・ビジネス・I T専門学校					
位 置		岩手県盛岡市中央通1-8-13 盛岡中央ビル					
設 置 者		学校法人 多文化共生学園（理事長 和田 健夫）					
開 設 予 定 日		令和9年4月1日					
設 置 の 目 的		本校は、情報学科及びビジネス学科において、地域社会及び産業界が求める実践の人材を育成することを目的として設置する。					
課 程	課 程	学科（仮称）		修業年限	入学定員	総定員	
	工業専門	情報技術学科		2年	80人	160人	
	商業実務専門	ビジネス学科		2年	80人	160人	
教 職 員 採 用 計 画	区分	教員数		職員数		合計	設置基準（教員）
		専任	兼任	専任	兼任		
	1年次	3	3	1	0	7	教員10名以上 （うち専任教員 5名以上）
	2年次	4	3	2	0	9	
	合計	7	6	3	0	16	
施 設 の 計 画	区分	面積		設置基準		備考	
	校地	敷地総面積 (399.83㎡)		—	校地校舎は原則として自己所有であること。 例外の一部として学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用である場合を含む。	校地は当該土地の面積であり、所有権等の設定はない。 校舎は借用。現時点でそれを保証する書類はない。 その他詳細については別紙資料のとおり。	
校舎	875.7㎡		1,060㎡ (620㎡)				

	校舎の主な内訳					
	区分	室数	面積（㎡）	区分	室数	面積（㎡）
	普通教室	5	313.36	保健室	1	19.00
	教職員室	1	61.53	図書室	1	42.53
主な校具、教具等備品	区 分	数 量		区 分	数 量	
	校具	640 点		図書	350 点	
	教具	10 点 （スマート授業システム9件、その他事務用備品一式）				
収 支 予 算	年度 科目	収入（千円）		年度 科目	支出（千円）	
		9 年度	10 年度		9 年度	10 年度
	生徒納付金	156,640	300,640	人 件 費	38,076	62,220
	手数料収入	3,200	3,200	教育管理経費	68,311	81,879
	補助金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	資産売却収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	事業収入	21,600	43,200	施設関係支出	0	0
	雑 収 入	0	0	設備関係支出	0	0
	前受金収入	0	0	資産運用支出	18,000	36,000
	その他収入	0	0	そ の 他 支 出	600	600
	資金収入調整勘定	0	0	資金支出調整勘定	0	0
	前年度繰越支払資金	0	56,453	次年度繰越支払資金	56,453	222,794
	計	181,440	403,493	計	181,440	403,493

令和 8 年度第 1 回
岩手県私立学校審議会
補足説明資料

日 時 令和 8 年 7 月 21 日（火） 13 時 30 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

目 次

【議案第 1 号 専修学校の設置計画について】

(学校法人多文化共生学園 盛岡先端産業・ビジネス・IT 専門学校(仮称))

- 1 県内における同様の学科を設置する主な専修学校・・・・・・・・・・ P 1
- 2 学校法人の所在地等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 3 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校について・・・・・・・・・・ P 2
- 4 今回設置を予定している専修学校について・・・・・・・・・・ P 3

1 県内における同様の学科を設置する主な専修学校（R7時点）

（1）工業専門（情報技術関係）

学校名	学 科	定員(人)
MCL盛岡情報ビジネス&デザイン 専門学校	高度技術工学科	80
	情報システム科	100
	情報ビジネス科	60
盛岡情報ITクリエイター専門学校	情報IT学科	60

（2）商業実務専門（ビジネス関係）

学校名	学 科	定員(人)
上野法律ビジネス専門学校	総合ビジネス学科	40
MCL盛岡外語観光&ブライダル専 門学校	ホテルビジネス学科	40
	ブライダルビジネス学科	60
	トラベルビジネス学科	30
	総合ビジネス科	30
大原ビジネス公務員専門学校盛岡校	経理本科	140

2 学校法人の所在地等

(学校法人) 学校法人多文化共生学園	【本部】北海道小樽市入船4丁目9番1号 理事長 和田 健夫	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(専修学校) おたる国際福祉・観光 専修学院	専門課程 介護福祉学科（2年制） 学年定員40名（総定員80名） 観光学科（2年制） 学年定員40名（総定員80名） 校 長 五十嵐 教行	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(各種学校) 多文化共生日本語学院盛 岡つなぎ校	日本語学科（2年制） 学年定員40名（総定員80名）	開校延期 (本県)

3 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校について

- ・ 令和8年3月26日に開催した令和7年度第2回岩手県私立学校審議会において、同校の設置認可について適当と認められ、その旨の答申書を同日付で提出いただいたところ。
- ・ 学校法人が文部科学省に対して日本語教育機関の認定を申請していたところであるが、認可が下りない見通しとなったため、申請が取り下げられた。
- ・ 当初は令和8年10月1日の開校を予定していたが、このことに伴い、開校時期が1年以上遅れる見込みとなったもの。



(令和8年6月19日 岩手日報)

(参考：日本語教育認定機関について)

令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(以下「認定法」という。)に基づいて創設。日本語を学ぶ外国人が安心して質の高い教育を受けられるように、学校のカリキュラムや教員体制、学習環境などを審査して認定される。

告示校 (これまで)	法務省が所管し、在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関として認められている。
認定校 (これから)	文部科学省が所管し、外国人が日本で生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育機関。

なお、認定法施行時点で告示校である学校は、5年間の移行期間で認定校となる必要がある。また、日本語学校を新設する場合は、認定校としての認定が必要。

4 今回設置を予定している専修学校について

(1) 校舎について

今回設置を予定している専修学校(以下「当該学校」という。)の校舎の状況は次のとおり。

- ・ 第三者所有のビルの一部を借用予定
- ・ 土地については権利設定なし
- ・ 当該ビルは、令和9年3月31日まで改修工事の予定
- ・ 現時点で契約未締結(ただし口頭でビル所有者から承諾を得ている)
- ・ 契約は1月以降の予定
- ・ 8月の実地検査に向け関係者と調整する予定

(2) 校舎面積について

- ・ 昼間学科を置く専修学校の校舎の面積は、専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「省令」という。)第47条の規定により省令別表第2に定める面積以上とされており、当該学校を当てはめると、1,060㎡以上の面積が必要となる。
- ・ 一方、省令第47条ただし書には「ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」と規定されているところ、当該学校を設置予定の学校法人は、次のとおり主張している。

【主張】

- ・ 当該学校は、午前と午後の2部制の予定である。
- ・ 省令第47条本文の規定では「総定員（＝320人）」で算定されるところ、2部制により校内に存する学生は最大160人（総定員の1/2）である。
- ・ 省令第47条ただし書の適用要件である「特別の事情」及び「教育上支障がない場合」は、次のとおり満たしていると考えられることから、総定員（320人）ではなく、同時に存する最大人数（160人）で算定されるべき。

【特別の事情】

- ・ 定員の約半数について留学生の受入を予定している
- ・ 2部制にすることで、その他の時間を日本語学習や、地域交流活動、アルバイト等の時間が確保でき、結果、安定した修学環境が確保できる
- ・ 経済的事業を抱える学生が増えてきており、当該学生も2部制にすることで学習と生活の両立が可能となる

【教育上支障がない】

- ・ 実習等、校舎外での活動以外は午前と午後の2部制
- ・ 授業時間が短くなるものではない
- ・ 教員によるきめ細かな指導が実施しやすくなる
- ・ 2部制により、実習室や設備等の教育資源を効率的に活用できる

- ・ これらの主張を踏まえ、最大人数160人（各科最大80人）として省令の基準を当てはめると、620 m²以上の面積が必要となる。

岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ

【関係法令】

6	学校教育法（抜粋）	10	ページ
7	私立学校法（抜粋）	11	ページ
8	専修学校設置基準	12	ページ

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)
(平成13年4月1日一部改正)
(平成13年10月1日一部改正)
(平成15年4月1日一部改正)
(平成15年5月12日一部改正)
(平成16年3月1日一部改正)
(平成20年4月1日一部改正)
(平成22年4月1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中に審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたうえで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。)への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。
- この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙２）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙３）により周知するものとする。
- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。
- 資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙４）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙５）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。
- なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙６）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針７(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。
- なお、指針７(1)「別に定める基準」とは、別添１に掲げる基準をいう。
- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。
- この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。
- ② 別添１の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。
- なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。
- また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。
- ③ 審議会等は、会議開催日から１週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙７）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後１週間以内に各１部送付すること。
- なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。
- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から１ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から１か月以内に送付すること。
- なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得よう努めること。
- また、ホームページへの掲載については、会議終了後３年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要（名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等）を記載した「審議会等一覧」（別紙8）を作成し、総務部総務室に提出するものであること。（指針8(1)関係）
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。（指針8(3)関係）
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況（「審議会等一覧」の記載事項の変更点等）について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。（指針8(3)関係）
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。（指針8(4)関係）
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。（指針8(5)関係）

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(事前相談)

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。

3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。

- (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
- (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
- (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

(実地検査)

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

6 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（専修学校）

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- ① 修業年限が1年以上であること。
- ② 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- ③ 教育を受ける者が常時40人以上であること。

（高等課程・専門課程・一般課程）

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

（設置基準）

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- ① 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- ② 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- ③ 設置者が社会的信望を有すること。

（適合基準）

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- ① 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- ② 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- ③ 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備
- ④ 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

（校長及び教員）

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- 2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- 3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

(設置廃止等の認可)

第130条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

7 私立学校法(昭和24年法律第270号)(抜粋)

(私立学校審議会等への諮問)

第7条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 [略]

(資産)

第17条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(私立専修学校等)

第152条 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「又は」とあるのは「又は同法第133条第1項において準用する」と読み替えるものとする。

- 2 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第134条第2項において準用する」と読み替えるものとする。

3～5 [略]

- 6 第3章及び前章(第148条第4項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第3章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

7～11 [略]

8 専修学校設置基準

(昭和51年文部省令第2号)

最終改正：令和8年4月1日文部科学省令第7号

第1章 総則（第1条）

第2章 組織編制（第2条—第7条）

第3章 教育課程等

第1節 通則（第8条—第15条）

第2節 高等課程及び一般課程の教育課程等（第16条—第28条）

第3節 専門課程の教育課程等（第28条の2—第28条の5）

第4節 通信制の学科の教育課程等（第29条—第38条）

第4章 教員（第39条—第43条）

第5章 施設及び設備等（第44条—第52条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 専修学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第2章 組織編制

(教育上の基本組織)

第2条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第3条 基本組織には、専攻により1又は2以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第4条 前条第1項の規定により基本組織に置かれる学科は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）

二 夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）

三 通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）

2 通信制の学科は、昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織において、当該昼間学科又は夜間等学科と同一の専攻分野であつて、通信による教育によつて十分な教育効果が得られるものについて置くことができる。

第5条 削除

(同時に授業を行う生徒等)

第6条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第7条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができる。

第3章 教育課程等

第1節 通則

(授業科目)

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(単位時間)

第9条 専修学校の高等課程及び一般課程の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とする。

2 前項の規定は、専修学校の専門課程の通信制の学科における第29条に規定する対面授業について準用する。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第10条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の定めるところにより他の専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第11条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により当該専門課程において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門課程の全課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学

校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第1項及び前条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位（第15条第2項及び第3項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専修学校に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合に準用する。

5 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行つた前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する学修を、当該専門課程に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

6 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において修得した単位以外のものについては、第10条第2項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により与えることができる単位数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(授業の方法)

第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程にあつては、第1項の授業の方法により修得する単位数は、専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち4分の3を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第14条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

(科目等履修生等)

第15条 専修学校の高等課程及び一般課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。

3 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外

の者で、学校教育法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

第二節 高等課程及び一般課程の教育課程等

(高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第16条 高等課程及び一般課程の昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。

(高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第17条 高等課程及び一般課程の昼間学科における全課程の修了の要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科における全課程の修了の要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

第18条 専修学校の高等課程における生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、35単位時間をもつて一単位とする。

第19条 削除

(学年による教育課程の区分を設けない昼間学科及び夜間等学科の授業時数及び単位数)

第20条 第16条第1項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科（学校教育法施行規則第183条の二第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けないものをいう。以下同じ。）のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数及び単位数は、800単位時間以上であり、かつ、23単位以上とする。

2 第16条第2項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数及び単位数は、450単位時間以上であり、かつ、13単位以上とする。

(多様な授業科目の開設等)

第21条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第22条 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第23条 学年による教育課程の区分を設けない学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、35単位時間の授業をもつて一単位とする。

(履修科目の登録の上限)

第24条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該学年による教育課程の区分を設けない学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校における授業科目を履修する者)

第26条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、第15条第1項の規定により授業科目を履修する者その他の生徒以外の者に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了要件)

第27条 第17条第1項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、23単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2 第17条第2項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、13単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位）以上を修得することとする。

(学年による教育課程の区分を設けない学科に係る読替え)

第28条 学年による教育課程の区分を設けない学科に係る第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条第1項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第11条第1項及び第12条第1項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第28条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第1項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により当該高等課程において修得したものと」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第12条第2項の規定は、適用しない。

第3節 専門課程の教育課程等

(専門課程の単位数)

第28条の二 専門課程の学科（通信制の学科を除く。以下この節において同じ。）の単位数は、当該学科の修業年限の年数にわたり、31単位数以上とする。

(専門課程の学科における全課程の修了要件)

第28条の三 専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、31単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2 専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上

上在学し、17単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が31単位を下回る場合にあっては、31単位）以上を修得することとする。

（各授業科目の単位数）

第28条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第28条の五 第21条及び第24条から第26条までの規定は、専門課程の学科を置く専修学校に、第22条の規定は専修学校の専門課程の学科に準用する。この場合において、第22条及び第26条中「第15条第1項」とあるのは「第15条第2項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第3項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第4節 通信制の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第29条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間（専門課程の通信制の学科にあっては、修業年限の年数にわたり120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第30条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第13条第1項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第31条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第32条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第33条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第34条 第21条及び第24条から第26条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第22条の規定は専修学校の通信制の学科に、第23条の規定は専修学校の高等課程又は一般課程の通信制の学科に、第28条の四の規定は専修学校の専門課程の通信制の学科に準用する。この場合において、第22条及び第26条中「第15条第1項」とあるのは「同条第1項又は第2項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第35条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第23条第2項及び第28条の四第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。
- 二 専門課程 45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

第36条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第34条において準用する第23条第2項及び第28条の四第2項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第37条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること
 - イ 高等課程又は一般課程 13単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位）
 - ロ 専門課程 17単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が31単位を下回る場合にあっては、31単位）
- 二 120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る読替え)

第38条 高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条第1項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したもの」と、第11条第1項及び第12条第1項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第38条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第1項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第1項の規定により当該高等課程において修得したもの」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授

業の方法により修得する単位数」とし、第12条第2項の規定は、適用しない。

第4章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第39条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この条及び次条第3項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、3人を下回ることができない。
- 3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。
- 4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。
- 5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第40条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と別表第3に定める数とを合計した数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は3人を下回ることができない。
- 3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。
- 4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。
- 5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

(組織的な研修等)

第40条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(教員の資格)

第41条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関

し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限（専修学校の専門課程及び専攻科を修了した場合にあつては、これらの修業年限を合算したもの。次条第2号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
- 二 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則第5条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第42条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前条各号のいずれかに掲げる者
- 二 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- 三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の学位を有する者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第43条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前2条各号のいずれかに掲げる者
- 二 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第5章 施設及び設備等

（位置及び環境）

第44条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

第45条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

- 2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第46条 専修学校の校舎には、目的、生徒等の数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第47条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くもの 別表第2イの表により算定した面積
- 二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
 - イ これらの課程ごとの分野のうち別表第2イの表第四欄の総定員40人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
 - ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第2ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第48条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第46条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

- 2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
 - 一 1の課程に1の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第4イの表により算定した面積
 - 二 一の課程に2以上の分野について通信制の学科を置くもの又は2若しくは3の課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
 - イ これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第四欄の総定員80人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
 - ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積

(設備)

第49条 専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第50条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第52条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年1月11日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和56年3月31日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の総定員が40人であり、かつ、第39条第2項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を2人とすることができる。
- 3 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第41条から第43条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事が認めたときは、専修学校の教員となることができる。
- 4 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第47条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第2イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 （平成6年6月21日文部省令第14号）

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 （平成10年11月17日文部省令第38号） 抄

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年10月25日文部省令第47号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年10月31日文部省令第53号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則 （平成14年3月29日文部科学省令第18号）

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年3月31日文部科学省令第15号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年6月21日文部科学省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年9月9日文部科学省令第40号）

この省令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月1日文部科学省令第1号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年10月30日文部科学省令第34号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則 （平成19年12月25日文部科学省令第40号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第1章第2節の節名、第20条第1号ロ、第23条、第44条第1項、第2項及び第3項、第45条第1項、第2項及び第3項、第70条第1項、第2項及び第3項、第71条第2項及び第3項、第81条第1項、第2項及び第3項、第120条、第122条、第124

条第1項、第2項及び第3項並びに第125条第2項の改正規定、第5条中学校基本調査規則第3条第2項の改正規定、第8条中学校教員統計調査規則第3条第2項の改正規定、第9条中教育職員免許法施行規則第68条及び第69条の改正規定、第12条中幼稚園設置基準第5条第1項、第2項及び第3項並びに第6条の改正規定、第17条中等学校通信教育規程第5条第1項の改正規定、第23条中専修学校設置基準第18条第3号の改正規定、第38条中小学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定、第39条中中学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定並びに第47条中高等学校設置基準第8条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日文部科学省令第14号）

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年10月31日文部科学省令第39号）

この省令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年6月20日文部科学省令第20号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和5年2月28日文部科学省令第5号）

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第39条の改正規定、第40条の改正規定及び附則第2項の改正規定（「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第2条 令和6年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

（教員に関する経過措置）

第3条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の際現に設置されている専修学校に対する改正後の専修学校設置基準第39条及び第40条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、この省令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。

附 則 （令和7年8月28日文部科学省令第21号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条による改正後の学校教育法施行規則第155条第2項第4号、第177項第4号、第183条の二第1項及び第3項、第183条の三、第186条並びに第186条の三の規定、第2条による改正後の専修学校設置基準第9条、第10条第2項、第11条第3項及び第4項、第12条第3項から第6項まで、第13条第2項及び第3項、第16条、第17条、第19条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）から第25条まで、第27条から第29条まで、第34条、第37条並びに第38条の規定、第6条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の二第2項第3号ロ及び別表の規定並びに第8条による改正後の大学等の修学の支援に関する法律施行規則第10条第2項第2号ロ、別表第1及び別表第2の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 （令和8年3月9日文部科学省令第7号）

この省令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第39条関係）

（平6文令14・平11文令47・平24文科令14・令4文科令20・令5文科令5・令7文科令21・一部改正）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{40}$
		201人から600人まで	$6 + \frac{\text{総定員} - 200}{50}$
		601人以上	$14 + \frac{\text{総定員} - 600}{60}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{40}$
		201人から400人まで	$6 + \frac{\text{総定員} - 200}{50}$
		401人以上	$10 + \frac{\text{総定員} - 400}{60}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{40}$
		201人以上	$6 + \frac{\text{総定員} - 200}{60}$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一他の分野に属する1又は2以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
 - ロ 科目等履修生等（第15条第1項又は第2項の規定により授業科目を履修する者及び同条第3項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒及び学生以外の者をいう。以下同じ。）を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第2 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第47条関係）

（平6文令14・平11文令47・平24文科令14・令4文科令20・令5文科令5・令7文科令21・一部改正）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで 41人以上	260 $260 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで 41人以上	200 $200 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで 41人以上	130 $130 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで 41人以上	130 $130 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。
- イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで 41人以上	180 $180 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで 41人以上	140 $140 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで 41人以上	110 $110 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで 41人以上	100 $100 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$

別表第3 通信制の学科に係る教員数（第40条関係）

（平24文科令14・追加、令4文科令20・令5文科令5・令7文科令21・一部改正）

課程の区分	学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野 ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$
		201人から800人まで	$5 + \frac{\text{総定員} - 200}{75}$
		801人から1,700人まで	$13 + \frac{\text{総定員} - 800}{90}$
		1,701人以上	$23 + \frac{\text{総定員} - 1700}{105}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$
		201人から650人まで	$5 + \frac{\text{総定員} - 200}{75}$
		651人から1,370人まで	$11 + \frac{\text{総定員} - 650}{90}$
		1,371人以上	$19 + \frac{\text{総定員} - 1370}{105}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$
		201人から1,100人まで	$5 + \frac{\text{総定員} - 200}{90}$
		1,101人以上	$15 + \frac{\text{総定員} - 1100}{105}$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合
 - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第4 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

（平24文科令17・追加、令4文科令20・令5文科令5・令7文科令21・一部改正）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで 81人以上	260 $260 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで 81人以上	200 $200 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで 81人以上	130 $130 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで 81人以上	130 $130 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。
- イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）
- イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合
- ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで 81人以上	180 $180 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで 81人以上	140 $140 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで 81人以上	110 $110 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで 81人以上	100 $100 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$